

事業承継加速化事業認定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響等による後継者不在の中小企業者等の廃業を未然に防止し、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るため、事業を承継する受け手側の事業者が経営資源の引継ぎに取り組む事業について、県がその事業計画を認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 別表1に掲げるものをいう。
- (2) 経営資源 会社や個人事業を運営するうえで必要となる有形又は無形の財産をいう。
- (3) 被承継者 自己の有する経営資源の全部又は一部を自己以外の者に引き継がせる者をいう。
- (4) 承継者 被承継者から経営資源の全部又は一部を引き継ぐ者をいう。
- (5) 創業者 知事への交付申請時において、事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始する、もしくは、新たに法人を設立するものをいう。
- (6) 親族 当該個人の6親等以内の血族、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 3親等以内の姻族をいう。
- (7) 親族等 当該個人の親族、当該個人もしくは当該個人の親族と生計を一にする者及び当該個人の使用人をいう。
- (8) 特別関係者 当該個人の親族等、もしくは、当該個人の親族等(複数の親族等の場合を含む。)が議決権の過半数を有する法人及びこれらに相当すると認められる者をいう。なお、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。
- (9) 資本関係者 当該法人の親会社、子会社、関連会社及びこれらに相当する関係にあると認められる者をいう。なお、議決権の保有割合等については、直接的又は間接的に有することにより判定する。

(認 定)

第3条 経営資源の引継ぎに取り組む事業について、知事の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、本要領に定める手続きにより認定申請を行わなければならない。

(募 集)

第4条 知事は、期間を定め、認定申請者からの申請を募集する。

(申 請)

第5条 認定申請者は、認定申請期間内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書 (様式第1号)
- (2) 事業者概要 (様式第2号)
- (3) 事業計画書 (様式第3号)
- (4) 被承継者の事業者概要 (様式第4号)

- (5) 収支予算書 (様式第 5 号)
 - (6) 誓約書 (様式第 6 号)
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 認定申請者が法人の場合、前項の書類の提出とともに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。なお、認定申請者が個人であっても、認定を受けようとする事業の目的に直接関係する法人がある場合は、当該法人に関する次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- (1) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (2) 直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに相当する書類
 - (3) 直近 2 事業年度の各決算日時点の株主名簿、出資者一覧、又はこれらに相当する書類
 - (4) 直近 2 事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第 3 4 条第 2 項に規定する別表二の写し
- 3 認定申請者が個人の場合、第 1 項の書類の提出とともに、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。なお、第 2 号の書類については、創業者は提出不要とする。
- (1) 認定申請者本人を確認できる書類の写し
 - (2) 直近 2 年分の確定申告書の写し

(申請対象者)

第 6 条 認定申請ができる者は、被承継者から経営資源を引き継ぐ承継者であって、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること (承継時において、県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であると見込まれる場合を含む。)
- (2) 被承継者の特別関係者でないこと。
- (3) 認定申請の日から起算して 1 年以内において、被承継者の資本関係者でないこと。
- (4) 県税、法人税 (個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続きを経ていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び個人でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員、又はそれらの統制下にある団体及び個人でないこと。

(審 査)

第 7 条 知事は、認定申請者から申請のあった案件について、次の各号に掲げる事項を審査する。なお、第 8 条の規定による認定通知を受けた者が知事に対して行う交付申請の時点においても、同様の審査を行うものとする。

- (1) 被承継者は県内に本店又は主たる事業所若しくは支店又は従たる事業所を有する中小企業者等であり、承継者は被承継者からその経営資源の一体的な引継ぎを受けること。
- (2) 事業承継の実施手法が株式の譲渡及び取得の場合、実施前は、被承継者 (複数の場合を含む。) が議決権の過半数を有しており、実施後は、承継者が議決権の過半数を有し、かつ、被承継者は一切の議決権を有しないこととなること。
- (3) 事業承継の実施手法が株式の譲渡・取得ではない場合、前号と同様に、被

承継者から承継者への経営権の承継が行われていると認められること。

- (4) 事業承継の実施により、雇用継続を希望する従業員が引き続き雇用されること。
- (5) 事業承継後の事業継続についての懸念が認められないこと。
- (6) 認定を受けようとする事業計画について、長崎県事業引継ぎ支援センター又は別表2に掲げる民間支援機関の支援を受けていること。
- (7) 前各号のほか、本事業の趣旨を逸脱するものと認められないこと。

(認定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による審査を行い、認定をしたときは速やかに認定申請者にその旨を通知する。なお、知事に対して行う交付申請の時点における認定の通知は、別に定める補助金の交付決定の通知に代えるものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、事業計画の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた者は、速やかに報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定による要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 事業計画を中止又は廃止したとき。
- (4) 県税、法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ることなく滞納していることが判明したとき。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月28日から施行する。

別表1 中小企業者等（第2条関係）

<p>中小企業者等</p> <p>中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。ただし、「みなし大企業」は除くものとする。</p>

[注1] 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

資本金の額又は出資の総額もしくは常時使用する従業員の数が下表に該当する会社及び個人とする。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業（下に掲げるゴム製品製造業を除く）、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

[注2] 中小企業団体

下表にある組合等とする。

ただし、一定規模以上の構成員を有するなど、中小企業者に相当しないと見なされる組合等は対象外とする（具体的な基準は[注1]に準じて判断するものとする。）。

また、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、学校法人等及び法人格のない任意団体は対象外とする。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
内航海運組合、内航海運組合連合会
技術研究組合

[注3] 中小企業団体に準ずるもの（中小企業者に相当する特定非営利活動法人）
 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定する34業種）を行い、従業員が300人以下である特定非営利活動法人とする。
 ただし、認定特定非営利活動法人は対象外とする。

[注4] みなし大企業

以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者をみなし大企業とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

なお、資本金の額又は出資の総額もしくは常時使用する従業員の数がともに[注1]の表の条件を満たさない場合、大企業に該当するものとする。

ただし、以下の者が株式を保有する場合は、その保有比率等を上記のみなし大企業の判定において考慮しないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

別表2 民間支援機関（第7条関係）

<p>民間支援機関 長崎県事業引継ぎ支援センターに登録されている民間支援機関、もしくは、マッチングコーディネーターとする。</p>
--